宮崎公立大学特別聴講生規程

平成19年4月1日 規程第88号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宮崎公立大学学則(以下「学則」という。)第54条の 規定に基づき、特別聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。 (入学の時期)
- 第2条 特別聴講生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、学修上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。 (入学資格)
- 第3条 特別聴講生として入学することのできる者は、宮崎公立大学と協定又は了解覚書を締結している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学」という。)の学生で、当該大学の学長が推薦する学生とする。

(入学の出願)

- 第4条 特別聴講生として入学を志願する者は、特別聴講生入学願書に次に掲 げる書類を添えて学長に願い出なければならない。ただし、大学間協定又は 了解覚書による外国人留学生については、この限りではない。
 - (1) 他大学の学長の推薦書
 - (2) 他大学の単位修得証明書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか学長が指定する書類 (単位の授与)
- 第5条 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。
- 2 特別聴講生に対する単位の授与については、学則及び宮崎公立大学の教育 課程等を定める規程の規定を準用する。
- 3 特別聴講生として修得できる単位数は、30単位を限度とする。ただし、 大学間協定又は了解覚書による外国人留学生については、この限りではない。 (特別聴講生単位修得証明書)
- 第6条 学長は、前条の単位の授与を受けた者について、他大学の学長又は本人の申出により特別聴講生単位修得証明書を交付する。 (学則の適用等)
- 第7条 学則の規定は、特別聴講生に適用する。
- 2 宮崎公立大学学生規程は、特別聴講生に準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別聴講生に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年9月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成25年10月1日から施行する。